



議案第九十七号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保健条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年拾月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七條の二及び第七條の三を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日から適用する。